



事務連絡  
平成30年2月14日

都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課  
老人保健課

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その4）

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

介護保険事務処理システム変更に係る参考資料については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（その3）」として、平成29年12月27日付事務連絡により送付したところですが、現時点で考えられる事項を事務的に整理し、資料の追加及び修正を行いましたので、別添のとおり送付いたします。

つきましては、介護保険事務処理システム改修の参考としていただきますよう、貴管内市町村等の関係する担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

なお、本参考資料につきましては、後日、WAMNETに掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 水村、豊田（内線 3949）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 松田、長尾（内線 2166）

【高額介護（予防）サービス関係】

介護保険計画課企画法令係 杉山（内線 2164）

## 留意事項について

## ○介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

今回の報酬改定に伴う新たな加算の追加や変更について、介護サービス事業所は「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」を都道府県等に提出する必要がある。

さらに、都道府県等は、介護サービス事業所の届出に基づき作成された事業所台帳を国保連合会に提出する必要がある。

都道府県等における事業所台帳の不備や整備の遅れは、不当な請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねない。

このため、都道府県等は次の事項を参照のうえ、介護サービス事業所に届出の適切な指導を行い、事業所台帳の整備にあたるよう留意されたい。

## 1. 介護サービス事業所への適切な指導

## ① 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。

なお、場合によっては既存の届出項目であっても届出が必要なものもあるので、留意すること。(詳細は別紙を参照)

## ② 提出の期限

4月の報酬算定に係る届出の提出期限は、従来、支給限度額管理対象となるサービスについては3月15日、その他のサービスについては4月1日となっているが、すべて4月1日まで猶予する。

※参考：通常の届出に係る取扱い

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問通所サービス</li> <li>・ (介護予防)福祉用具貸与</li> <li>・ 居宅介護支援</li> <li>・ 介護予防支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から</li> <li>・ 16日以降になされた場合には翌々月から</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (介護予防)短期入所サービス</li> <li>・ (介護予防)特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 施設サービス</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が受理された日が属する月の翌月(届出が受理された日が月の初日である場合は当該月)から</li> </ul>

サービス種類	通常の届出に係る加算等の算定の開始時期
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）</li> <li>・ 夜間対応型訪問介護</li> <li>・ （介護予防）認知症対応型通所介護</li> <li>・ （介護予防）小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 地域密着型通所介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から</li> <li>・ 16日以降になされた場合には翌々月から</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ （介護予防）認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から</li> </ul>

## 2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の変更等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、変更される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

なお、今回新設される共生型サービスの提供に係る届出の取扱いについては別記①のとおり、また複合型サービスのサテライト体制の取扱いについては、別記②のとおり留意すること。

## 3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たなコード体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

なお、新規指定事業所の事業所台帳の異動情報については、インターネット請求の準備のために、都道府県から国保連合会へ1ヶ月前に送付していただくようお願いしているところだが（平成26年7月17日開催介護電子請求に関する都道府県・国保連合会合同説明会資料108～109ページ参照）、平成30年4月の新規指定事業所の異動情報については、新たなコード体系に基づく異動情報を送付する必要があるため準備期間を考慮し、4月には送付せず、全て5月に送付すること。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項目	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	項番2以降に記載がない新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。
2	13：訪問看護	「その他該当する体制等」欄の「看護体制強化加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。  (注)「2：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
3	14：訪問リハビリテーション 64：介護予防訪問リハビリテーション 66：介護予防通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄に「3：介護医療院」を新設	「3：介護医療院」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
4	14：訪問リハビリテーション 16：通所リハビリテーション	「その他該当する体制等」欄の「リハビリテーションマネジメント加算」  「4：加算Ⅲ」 「5：加算Ⅳ」 を追加	「4：加算Ⅲ」又は「5：加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。  (注)「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。

項目	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	15：通所介護 78：地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「個別機能訓練体制」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を廃止	なし。
6	16：通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄に 「A：通常規模の事業所(介護医療院)」 「B：大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院)」 「C：大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)」 を新設	「A：通常規模の事業所(介護医療院)」、「B：大規模の事業所(Ⅰ)(介護医療院)」又は「C：大規模の事業所(Ⅱ)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
7	21：短期入所生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」  「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 を廃止  「その他該当する体制等」欄の 「夜勤職員配置加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ・加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ・加算Ⅳ」 に変更	なし。            「3：加算Ⅲ・加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ・加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。

項目	サービス種別	変更点	既存事業所の取扱い
8	22：短期入所療養介護 25：介護予防短期入所療養介護 52：介護保健施設サービス	施設等の区分1と2の「人員配置区分」欄  「1：従来型」 を 「1：基本型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：従来型」で、新たな届出がない場合は「1：基本型」とみなす。
		施設等の区分5と6と7と8の「人員配置区分」欄  「1：療養型」 「2：療養強化型」 を削除	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：療養型」又は「2：療養強化型」で、新たな届出がない場合は「未設定」とみなす。
		施設等の区分5と6と7と8の「その他該当する体制等」欄 「療養体制維持特別加算」  「1：なし」 「2：あり」 を廃止	(注)「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：療養型」の場合は「療養体制維持特別加算Ⅰ」の新たな届出が必要となる。  (注)「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：療養強化型」の場合は「療養体制維持特別加算Ⅱ」の新たな届出が必要となる。
		「施設等の区分」欄に 「9：介護老人保健施設(Ⅳ)」 「A：ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)」 を新設	「9：介護老人保健施設(Ⅳ)」又は「A：ユニット型介護老人保健施設(Ⅳ)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
9	2A：短期入所療養介護 2B：介護予防短期入所療養介護 55：介護医療院サービス	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。

項目	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制」  「1：対応不可」 「2：対応可」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：対応可」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。  <u>「3：加算Ⅱ」又は「4：加算Ⅲ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
11	43：居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算Ⅳ」  「1：なし」 「2：あり」 を新設	なし。（平成31年4月から算定可能） ※異動年月日が平成30年4月1日から平成31年3月31日までは未設定とする。
12	51：介護福祉施設サービス	「施設等の区分」欄の 「2：小規模介護福祉施設」 「4：ユニット型小規模介護福祉施設」 を 「2：経過的小規模介護福祉施設」 「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」 に変更	「施設等の区分」欄における既存届出内容が「2：小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「2：経過的小規模介護福祉施設」とみなす。 「施設等の区分」欄における既存届出内容が「4：ユニット型小規模介護福祉施設」で、新たな届出がない場合は「4：ユニット型経過的小規模介護福祉施設」とみなす。

項目	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
13	51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の「障害者生活支援体制」及び「看取り介護体制」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。  <u>「3：加算Ⅱ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
14	52：介護保健施設サービス	施設等の区分1と2の「その他該当する体制等」欄 「在宅復帰・在宅療養支援機能加算」  「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：加算Ⅰ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。
15	61：介護予防訪問介護 65：介護予防通所介護	廃止	なし。
16	72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護	「施設等の区分」欄の「3：グループホーム等活用型」を 「3：共用型」 に変更	「施設等の区分」欄における既存届出内容が「3：グループホーム等活用型」で、新たな届出がない場合は「3：共用型」とみなす。
17	77：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護) 79：複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型)	「施設等の区分」欄の「1：看護小規模多機能型居宅介護事業所」 「2：サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所」 を新設	<u>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となる。</u>



項目	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
18	77:複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)	<p>「その他該当する体制等」欄の 「訪問看護体制強化加算」 「1:なし」 「2:あり」 を 「看護体制強化加算」 「1:なし」 「3:加算Ⅰ」 「2:加算Ⅱ」 に変更</p>	<p>既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。</p> <p><u>「3:加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></p>

通所介護及び地域密着型通所介護における共生型サービスの提供に係る届出については以下の表のとおり、共生型サービスの提供が一つでも「2 あり」として届け出ている場合について、中重度者ケア体制加算及び認知症加算は必ず「1 なし」として届け出ること留意すること。

例	事業所番号	体制等状況の届出内容					
		共生型サービスの提供				中重度者ケア体制加算	認知症加算
		生活介護事業所	自立訓練事業所	児童発達支援事業所	放課後等デイサービス事業所		
1	○○○○○○	2 あり	1 なし	1 なし	1 なし	1 なし	1 なし
2	××××××	1 なし	2 あり	1 なし	1 なし	1 なし	1 なし
3	△△△△△△	1 なし	1 なし	2 あり	1 なし	1 なし	1 なし
4	□□□□□□	1 なし	1 なし	1 なし	2 あり	1 なし	1 なし

短期入所生活介護における共生型サービスの提供に係る届出については以下の表のとおり、共生型サービスの提供が「2 あり」として届け出ている場合について、夜勤職員配置加算及び介護ロボットの導入は必ず「1 なし」として届け出ること留意すること。

例	事業所番号	体制等状況の届出内容		
		共生型サービスの提供 短期入所事業所	夜勤職員配置加算	介護ロボットの導入

(別記②) 複合型サービスのサテライト体制の届出に係る取扱いについて

複合型サービスにおけるサテライト体制の届出については以下の表のとおり、本体事業所とサテライト事業所のどちらか一方でも訪問看護体制減算が「2 あり」として届け出ている場合について、サテライト体制は必ず「2 減算型」として届け出ること留意すること。

例	事業所番号	指定番号	事業所の体系	体制等状況の届出内容	
				訪問看護体制減算	サテライト体制
1	○○○○○○○	01	本体事業所	2 あり	2 減算型
	○○○○○○○	02	サテライト事業所	2 あり	2 減算型
2	×××××××	01	本体事業所	2 あり	2 減算型
	×××××××	02	サテライト事業所	1 なし	2 減算型
3	△△△△△△	01	本体事業所	1 なし	2 減算型
	△△△△△△	02	サテライト事業所	2 あり	2 減算型
4	□□□□□□	01	本体事業所	1 なし	1 基準型
	□□□□□□	02	サテライト事業所	1 なし	1 基準型

※サテライト事業所が2事業所ある（指定番号が03まで存在する）場合も取扱いは同様となる。